単　位　事　務　名	
# 育児のための短時間勤務制度	
根拠及び参考法令	育児のための短時間勤務制度について（通知）　【平成20年４月１日鹿教教第31号】 育児のための短時間勤務制度について(通知)　【平成22年２月26日鹿教教第516号】 地方公務員の育児休業等に関する法律　【平成３年法律第110号】 鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例　【平成４年３月27日条例第51号】 県立学校事務処理要領の一部改正について（通知） 【平成 24 年９月３日鹿教教第 243 号】 鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例等の一部改正について（通知） 【平成 29 年３月 31 日鹿教教第 706 号】
項　目	処　理　方　法
制度の概要	職員は，任命権者の承認を受けて，当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため，当該子がその始期に達するまで，常時勤務を要する職を占めたまま，いずれかの勤務の形態により，当該職員が希望する日及び時間帯において勤務することができる。　【平成３年法律第１１０号第１０条】 「小学校就学の始期に達するまで」とは満６歳に達する日以後の最初の３月31日までをいい，「子」とは職員と法律上の親子関係がある子をいう。
適用除外職員	１　非常勤職員 ２　臨時的に任用される職員 ３　法第６条第１項の規定により任期を定めて採用された職員 ４　鹿児島県職員の定年等に関する条例（昭和５９年鹿児島県条例第２９号）第４条第１項又は第２項の規定により引き続いて勤務している職員
勤務の形態	１　一般勤務職員

	週　休　日	勤務日・勤務時間	１週間当りの勤務時間
1	土曜日及び日曜日	週休日以外の日に １日につき３時間55分	19時間35分
2	土曜日及び日曜日	週休日以外の日に １日につき４時間55分	24時間35分
3	土曜日及び日曜日と月曜日から金曜日のうち２日	週休日以外の日に １日につき７時間45分	23時間15分
4	土曜日及び日曜日と月曜日から金曜日のうち２日	週休日以外の日のうち２日については１日につき７時間 45分，１日については１日につき３時間 55 分	19時間25分

【平成22年２月26日鹿教教第516号】

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>処　　理　　方　　法</th></tr>
<tr><td></td><td>２　交替制勤務職員
<table>
<tr><th></th><th>期　　間</th><th>週　休　日</th><th>１週間当たりの勤務時間</th></tr>
<tr><td>1</td><td>４週間ごとの期間につき</td><td>８日以上</td><td>19時間25分，19時間35分，23時間15分又は24時間35分</td></tr>
<tr><td>2</td><td>４週間を超えない期間につき</td><td>１週間当たり１日以上の割合の日</td><td>19時間25分，19時間35分，23時間15分又は24時間35分</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>承認の請求</td><td>育児短時間勤務の請求は，１月以上１年以下の期間に限る。（法第１０条第２項）
育児短時間勤務の承認を受けようとする職員は，育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の１月前までに，育児短時間勤務承認請求書を校長に提出する。
校長は内容確認の上，教職員課長に提出する。</td></tr>
<tr><td>育児短時間勤務の期間の延長</td><td>育児短時間勤務職員は，当該育児短時間勤務の期間の延長を請求できる。
育児短時間勤務の期間の延長に係る承認請求及び承認基準は，育児短時間勤務の承認請求及び承認基準と同じである。</td></tr>
<tr><td>承認の失効・取消し</td><td>(１)　承認の失効
育児短時間勤務の承認は，法第５条第１項に定める事由が生じた場合には，その効力を失う。
(２)　承認の取り消し
任命権者は，法第５条第２項に定める事由に該当すると認めるときは，育児休業の承認を取り消す。
(３)　承認の失効等に伴う手続き
育児短時間勤務職員は，承認を失効することとなった場合には，遅滞なく「育児休業等承認失効等届」により，任命権者に届けなければならない。
なお，この場合において，任命権者がその事由を確認する必要があると認めて指示したときは，当該職員は証明書類を提出しなければならない。</td></tr>
<tr><td>再度の育児短時間勤務</td><td>育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して１年を経過しない場合は，特別の事情がある場合を除き，同一の子について再度の育児短時間勤務をすることはできない。</td></tr>
<tr><td>異なる勤務形態の育児短時間勤務の請求</td><td>育児短時間勤務職員が，現に承認されている育児短時間勤務の内容と異なる育児短時間勤務をしようとするときは，現在承認されている育児短時間勤務の承認を取り消し，新たな育児短時間勤務の承認を請求する。</td></tr>
</table>

項　　目	処　　理　　方　　法
年次有給休暇等	１　育児短時間勤務職員等，任期付短時間勤務職員（２，３に掲げる者を除く。） 　次に掲げる職員の区分に応じ，当該各号に掲げる日数（１日未満の端数があるときは，これを四捨五入して得た日数）とする。ただし，その日数が労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第３９条の規定にする年次有給休暇の日数を下回る場合には，同条の規定による年次有給休暇の日数とする。 (1)　斉一型短時間勤務職員（学校職員の休暇の取扱いに関する規則。以下「規則」という。第３条第２項第１号に規定する斉一型短時間勤務職員をいう。以下同じ。） 　２０日に斉一型短時間勤務職員の１週間の勤務日の日数を５日で除して得た数を乗じて得た日数 (2)　不斉一型短時間勤務職員（規則第３条第２項第２号に規定する不斉一型短時間勤務職員をいう。以下同じ。） 　１５５時間に不斉一型短時間勤務職員の１週間の勤務時間を３８時間４５分で除して得た数を乗じて得た時間数を，７時間４５分を１日として日に換算して得た日数 ２　当該年の途中で新たに育児短時間勤務職員等又は任期付短時間勤務職員となった者（３に掲げる者を除く。） 　規則第３条第３項第１号の規定のとおり。 ３　当該年又は当該年の前年において他の公務員等（条例第１２条第１項第３号に規定する他の公務員等）となった者で，引き続き新たに任期付短時間勤務職員となった者 　規則第３条第３項第２号及び第６項の規定のとおり。 ４　１週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときの当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数 　規則第３条の２の規定のとおり。
給　与　等	１　給料 　育児短時間勤務をしている期間については，フルタイム勤務時の給料月額に，育児短時間勤務職員の１週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。（条例第１５条） 　また，平成１８年４月１日施行の給料表の切替に伴う差額の支給については，平成１８年３月３１日において受けていた給料月額は，その額に算出率を乗じて得た額とする。 　なお，教職員調整額，給料の調整額も同様とする。

項　　目	処　　理　　方　　法
	２　手当

手　当　の　内　容	支　　給　　額　　等
義務教育等教員特別手当 管理職手当 産業教育手当 定時制通信教育手当 特地勤務手当 特地勤務手当に準ずる手当 へき地手当 へき地手当に準ずる手当	勤務時間に応じた額
扶養手当 住居手当 単身赴任手当 特殊勤務手当 宿日直手当 管理職員特別勤務手当	フルタイム勤務時の額
通勤手当	フルタイム勤務時と同様。 ただし,交通用具に係る額は,平均１箇月当たりの勤務日数が１０回未満となる場合は100分の50
期末手当	給料月額を算出率で割り戻した額を基礎として計算。算定の基礎となる在職期間から育児短時間勤務をした期間に算出率を乗じて得た期間の２分の１に相当する期間を除算。
勤勉手当	給料月額を算出率で割り戻した額を基礎として計算。勤勉手当の額の算定の基礎となる勤務期間から育児短時間勤務をした期間に算出率を乗じて得た期間を除算
退職手当	退職手当の算定の基礎となる在職期間から育児短時間勤務をした期間の３分の１に相当する期間を除算

【条例第２２条】

第26号様式（第15条の３関係）

育児短時間勤務承認請求書

平成○○年○○月○○日

鹿児島県教育委員会教育長　殿

学校名　鹿児島県立○○高等学校

職・氏名　教諭　　鹿児島　花子 ㊞

（職員番号　１２３４５６　　）

次のとおり育児短時間勤務（期間の延長）の承認を請求します。

１　請求に係る子	氏　　名	鹿児島　太郎
	続　柄　等	長男
	生　年　月　日	平成○○年○月○日
２　請求の内容	☑ 育児短時間勤務の承認　□ 育児短時間勤務の期間の延長	
	□ 再度の育児短時間勤務の承認 （再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入すること。）	
３　請求期間	平成○○年○○月○○日 から　平成○○年○○月○○日 まで	
４　勤務の形態	週１９時間３５分勤務 （育児休業法第10条第１項の勤務の形態） ☑第１号　□第２号　□第３号 □第４号　□第５号	
勤務の日及び時間帯	月（８：１５～１２：１０）　火（８：１５～１２：１０） 水（８：１５～１２：１０）　木（８：１５～１２：１０） 金（８：１５～１２：１０）	
５　既に育児短時間勤務をした期間	年　月　日から　年　月　日まで	
	年　月　日から　年　月　日まで	
６　校長意見	学校長　㊞	
７　備考		

注　１　請求に係る子についての初めての育児短時間勤務の承認請求である場合（既に育児休業の承認を受けている場合は除く。）は，当該請求に係る子の氏名，請求者との続柄等（請求に係る子が鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則第７条の４第１項第４号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては，その事実。３において同じ。）及び生年月日を証明する書類又はその写し（写しを提出する場合は，所属長による原本証明を付すること。）を添付すること。

２　「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等，当該欄により難い場合には，「備考」欄に必要な事項を記入するか，「別紙」として必要な事項を記載した書面を添付すること。

３　備考欄には，請求に係る子以外に小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合にあってはその氏名，請求者との続柄等及び生年月日を，請求に係る子が養子の場合にあっては養子縁組の効力が生じた日を，請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合にあつてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を記入すること。

４　該当する□にはレ印を記入すること。